

死亡届 ～ご遺族の皆様へ～

死亡の事実を知った日から7日以内に死亡の届出をしてください。火葬を終えていれば、死亡届はすでに提出されています。

その他の関連する手続き（砥部町本庁）

※窓口にお越しの際は、本人確認書類をお持ちください。

1点でよい書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等
2点必要な書類	資格確認書・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証等

担当窓口	手続き項目	内容【 】内は必要なもの
町民課 戸籍住民係 ☎962-2026	☐ 戸籍	・死亡届を出されたら、今回の死亡の内容が戸籍に記載されます。 ・死亡届を提出した市区町村と本籍地が異なる場合は、今回の死亡の内容が反映されるまでに2週間程度かかります。
	☐ 住民登録	・死亡届を出されたら、今回の死亡の内容が住民票に記載されます。 ・死亡届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、今回の死亡の内容が反映されるまでに1週間程度かかります。
	☐ 印鑑登録	死亡届を出されたら印鑑登録は自動で抹消されます。印鑑登録証（カード）を返還してください。【印鑑登録証】
	☐ マイナンバーカード	手続きは必要ありません。
	☐ 住民基本台帳カード	カードを返還してください。【住民基本台帳カード】
	☐ 電子証明書	自動で失効しますので、手続きは必要ありません。
町民課 環境衛生係 ☎962-7446	☐ 飼い犬	犬の所有名義人が亡くなった場合は所有者変更の届出が必要です。
税務課 固定資産税係 ☎962-2061	☐ 固定資産税	・所有者が年度の途中で亡くなった場合は、その年度の納税義務は相続人の方に引き継がれます。 ・翌年度以降の固定資産税については、相続による移転登記が終了するまでの間、相続人代表の届出が必要になりますので、固定資産税係へご連絡ください。固定資産税係より「相続人代表者指定届」の書類が送付されている場合は、必要事項をご記入の上、返送してください。
税務課 町民税係 ☎962-2061	☐ 町税	・町税の口座振替手続きをしている方（納税義務者・口座名義人）が亡くなった場合は、口座振替の廃止の手続きが必要です。 ・改めて他の方で口座振替を希望される場合は新規登録をお願いします。
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	☐ 国民健康保険	・保険証を返却してください。 ・喪主の方は、葬祭費の申請をしてください。 【喪主名義の口座のわかるもの】 ・砥部町国保以外の方が亡くなり、扶養家族であった方が砥部町国保に加入する場合は手続きが必要です。【資格喪失証明書・マイナンバーのわかるもの】 ・保険税のお支払いで口座振替を希望する場合は手続きが必要です。 【口座のわかるもの・通帳届出印】
	☐ 後期高齢者医療	・保険証を返却してください。 ・喪主の方は、葬祭費の申請をしてください。 【喪主であることを証明できるもの・喪主名義の口座のわかるもの】 ・高額療養費の申請をしてください。 ※亡くなった方的高額療養費がある場合は支給します。 【申請者の口座のわかるもの】
	☐ 重度心身障害者医療	受給者証を返却してください。 【受給者証】
	☐ 子ども医療 （高校生以下）	
	☐ ひとり親家庭医療	・受給者証を返却してください。【受給資格】 ・20歳未満の子を扶養していた父または母が亡くなり、ひとり親家庭になった場合は、所得税非課税の世帯を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。【保険証・マイナンバーのわかるもの】

担当窓口	続き項目	内容 【 】内は必要なもの
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	☐ 国民年金	・未支給年金・遺族年金・死亡一時金等を請求できる場合があります。状況により手続き内容が異なりますので保険健康課までお越しください。 【死亡者の年金手帳及び年金証書・請求者の口座のわかるもの】 ・亡くなられた方の配偶者が厚生年金等の被扶養者(3号)の場合は、国民年金への切り替え手続きをしてください。 【厚生年金資格喪失日がわかるもの・基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの】 ・保険料のお支払いで口座振替またはクレジットカード払いを希望する場合は手続きが必要です。 【口座振替の場合：口座のわかるもの・通帳届出印】 【クレジットカード払いの場合：クレジットカード】
介護福祉課 障がい福祉係 ☎962-7255	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	返還の手続きをお願いします。 【手帳】
介護福祉課 介護保険係 ☎962-7255	☐ 介護保険	・被保険者証、負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方のみ）を返却してください。保険料は再計算して後日お知らせします。 ・亡くなられた方の高額介護（予防）サービス費がある場合は、法定相続人が申請できます。（世帯員以外の方が申請する場合は戸籍謄本等が必要です。） ・高額医療・高額介護合算療養費の法定相続人による申請も同様です。 【被保険者証・負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方）・受取金融機関の口座がわかるもの・（戸籍謄本または戸籍抄本。コピーでも可）】
砥部町 農業委員会 ☎962-5667	☐ 農地の相続届出	農地について所有権や賃借権等の権利を相続により取得された方は、農業委員会へ届出が必要です。必要書類など詳しくはご相談ください。
上下水道課 水道管理係 ☎962-7001	☐ 水道	使用名義人が亡くなられた場合は変更の手続きが必要です。
上下水道課 下水道管理係 ☎962-6363	☐ 公共下水道(麻生方面) ☐ 農業集落排水(総津、玉谷、大内野)	手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
	☐ 浄化槽町有施設	使用名義人が亡くなられた場合は変更の手続きが必要です。

その他の関連する手続き（砥部町中央公民館）

担当窓口	続き項目	内容 【 】内は必要なもの
子育て支援課 子ども福祉係 ☎962-6299	☐ 児童手当（公務員を除く）	・受給者が亡くなられた場合は、児童の今後の養育者が、亡くなられた日の翌日から 15 日以内に変更の手続きをしてください。手当の未支給分がある場合、未支給分については児童（支給対象児童が 2 人以上のときは、年齢の 1 番高い児童）名義の口座に振り込みします。 【今後の請求者名義の口座がわかるもの・今後の請求者のマイナンバーのわかるもの・児童名義の口座がわかるもの】 ・お子様が亡くなられた場合も手続きが必要です。
	☐ 児童扶養手当	・18 歳以下の児童を養育している父または母が亡くなられた場合など、一定の要件に該当する場合に支給されます。 【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳・請求者と児童のマイナンバーのわかるものなど】 ・受給者が亡くなられ、未支給分がある場合は、児童の口座に振り込みします。今後の手当の受給についてはご相談ください。 【児童名義の銀行通帳】 ・お子様が亡くなられた場合も手続きが必要です。
	☐ 子育て用品引換券	期限内未使用券がある場合は、子育て支援課に返却してください。
	☐ 愛顔の子育て応援券	
子育て支援課 子育て支援センター係 ☎907-5665	☐ 母子健康手帳	返還不要です。

令和 6 年 4 月 1 日現在